

三好在番部屋へ落著、御附御家従へ罷出。午後丸山邸へ御届行、津山にて飲。以上明治初年福山東京間の旅程を見るべきである。

公私略は但發著を記して、途次の事を載せない。三好氏は通稱東安、枳園と共に正寧に侍してゐたのである。津山氏の事は下に記す。

その三百四十九

上に記するが如く、庚午二月二十日に棠軒は東京本所石原の阿部家別邸に著き、丸山本邸へ届けに往き、先づ津山氏を訪うた。津山氏は三年の後に棠軒の女長の嫁すべき家である。

津山氏の當時の主人を英琢と云ふ。戊辰席順に「表御醫師無足。十二石二人扶持、津山英琢、二十九。」と云つてある。庚午には三十一歳になつてゐた。棠軒より若きこと六歳である。棠軒が遠く福山より来て、先づ其家を訪うたのを見れば、恐らくは親しき友であらう。是が後に棠軒の女婿となるべき碧山である。

碧山英琢の家には、當時七十四歳の老父忠琢成器が猶堂にあつた。忠琢は本伊藤氏、寛政九

年に上總國市原郡高根村に生れた。父を義勝と云ふ。五十川^{いか}_{がは}^{りん}_{だう}の撰んだ墓誌に、「諱義勝第二子、幼孤、長來江戸、從楞園杉本翁學醫、業成、嗣福山侯侍醫津山氏、既而名聲大起、累得俸廿五口」と云つてある。忠琢は福山の津山氏の養子となつたのである。其師杉本楞園、名は良、字は仲温、一字は子敬である。池田錦橋と親く交り、その歿するに及んで墓表を撰み、廢嫡の子京水を憐んで交を渝^かへなかつたのは即ち此人である。わたくしは後に佐藤一齋の楞園の平生を記したのを見た。楞園と良齋とは、少時同く柔術を松宮柳園に學び、昵むこと兄弟の如くであつた。一齋は楞園のことを敘して、「君有膂力、技亦拔群、雖髡鬚依樣、而髮五分、以示勇猛狀、時或醉後夜行、途次往往顛路、人以爲快」と云つてゐる。後二人は相約して志を立て、節を折つて書を読んだのださうである、わたくしはこれを読んで、京水が否運に遭つた時、楞園の義俠に負ふ所のあつたことを想見する。又中根香亭の記する所を見るに、楞園は善く琴を鼓した。其傳統は僧心越、杉浦琴川、幸田親益、宿谷空空、新樂閑叟。杉本楞園である。今楞園が碧山の父の師たるを言ふに當つて、聊前記の及ばざる所を補つて置く。

さて碧山の父忠琢を養つて子とした所謂「福山侯侍醫津山氏」とは誰か。福田氏はその長子

刀自に聞く所のものを書して、特にわたくしに寄せてくれた。津山宗伯、名は義篤、初厚伯と稱した。寶曆五年の生である。幕府の醫官山崎宗運に師事し、宗字を贈られて宗伯と改めたと云ふ。按ずるに宗運は宗圓ではなからうか。明和武鑑に「寄合御醫師、二百俵、元誓願寺、山崎宗圓」がある。宗伯は阿部正倫に仕へて、三たび駕に随つて福山に赴いた。菅茶山とは親善であつたと云ふ。茶山より少きこと七歳、蘭軒の父信階より少きこと十一歳であつた。宗伯は相貌魁梧で、克く九十餘歳の壽を保つたさうである。是が碧山の養祖父である。

碧山の父忠琢は養父宗伯の後を承けて阿部家の侍醫となつた。訥堂が「歴史六公」と書してゐる。六公とは正精、正寧、正弘、正教、正方、正桓であらう。然らば忠琢は蚤く十五歳にして正精に仕へたものと見える。正精の死は文化九年忠琢十六歳の時に於てしたからである。

忠琢は歸山氏を娶つて四子六女を擧げた。長男伊之助の生れたのは、文政九年忠琢三十歳の時である。伊之助、名は義淳、後義方と改めた。經を安積良齋に及び、又筆札を善くし、章齋と號した。僧となつて越後國蒲原郡見附在小栗山村眞言宗不動院に住し、明治二年二月十三日に父に先つて寂した。時に年四十四。棠軒の碧山を東京に訪うた前年である。是が碧山の長兄

である。

その三百五十

わたくしは津山碧山の家世を略叙して、祖父宗伯義篤、父忠琢成器、長兄章齋義方の名を擧げた。章齋には安積良齋の手批を経た詩稿が家に藏してある。わたくしは其詩を録せず、中に見えてゐる應酬の人物を抄出する、先づ諸侯には柳川侯があつて、章齋は其如意亭に遊ぶこと數次であつた。柳川侯は立花鑑寛なちはなみひろである。士人には小嶋成齋、岡西玄亭、皆川順庵、今川某、兒鳴某、杉本望雲、岡田徳夫、河添原泉、中耕齋、玉置季吉があり、僧侶には鳳譽、溪巖、綜雲がある。又師良齋の家に往つて作つた詩、佐藤一齋の筆蹟の後に題した詩もある。

章齋に次で生れた忠琢の次男宗琢は、十七歳にして早世した。碧山の仲兄である。次で天保十一年に碧山が生れた。小字は英三郎、中ごろ行三、後英琢と稱した。忠琢四十四歳の時の子で、その生れた時章齋は十五歳であつた。宗琢は何歳であつたか不詳である。

碧山は幼時句讀を庄原文助に受けた。後經を安積良齋。海保漁村に學び、説文を岡本况齋に

學び、又筆札を小嶋成齋に學んだ。

庚午二月二十日に、三十七歳の棠軒が、七十四歳の忠琢と三十一歳の碧山とに會したことは既に云つた如くである。わたくしは此より棠軒日録を續抄する。

「廿一日。晴。大君初而拜診被仰付。」大君は不爭齋正寧である。

「廿二日。晴。番入。以來隔日當番可相勤旨。養竹出府御免、支度出來次第歸藩被仰付。伊東大典醫伺に罷出、初而面謁す。」枳園養竹は棠軒の來りしが故に福山に歸ることを許された。伊東大典醫は冲齋立樸であらう。名は淵、字は伯壽、本御廐氏、肥前の人である。蘭醫方をジイポルドに受けた。幕府は安政五年に冲齋等を擧げ用ゐるに及んで、前に阿部正弘が老中たる時に下した禁令を廢したさうである。事は松尾香草の近世名醫傳に見えてゐる。冲齋は庚午の年に七十一歳になつてゐた。

「廿三日、晴。風。養竹當分之内御差留被仰付。同人同道團坂蕎店に而飲。」枳園は一旦福山に歸ることを許されたのに、又抑留せられた。團坂蕎店は團子坂の藪蕎麥である。

「五日。(三月)雨。森同道狩谷へ行飲。當時弘前邸内屋敷住居なり。」狩谷矩之が當時既に本

所橋川邸に移つてゐたことが、此に由つて證せられる。

「十二日。陰。午後微晴。森氏御用相濟近日歸藩可致旨被仰付。」

「十六日。微雨。森氏午後當邸出立歸藩之事。」枳園が方纒江戸を發したのである。

「晦日。雨。御扶持受取。五人半扶持八斗二升五合。代金九兩三分錢一貫八百九十三文、雜用代金一分二朱、此文と前日の「御内内月給金五兩受取」と云ふ文とを合せ考へて、阿部家の棠軒に對する待遇を知るべきである。前日の文は特に抄せず置いた。

「六日。(四月)陰。靜岡分家より書狀到來。去月三日井戸妙女病死之旨申來。」蘭軒の長女の夫井戸應助に子勘一郎と女二人とがあつて、後者中姉は關根氏に嫁し、妹は德安の許にゐたことが文久三年德安の親類書に見えてゐる。妙は此妹か。然らば當時德安改磐安の一家は靜岡に徙つてゐたのであらう。是より先「駿州分家」の語は既に日録に見えてゐた。

その三百五十一

わたくしは棠軒日録を抄して既に庚午四月六日に至つてゐた。此より其稿を續ぐ。

「十五日。晴。今川橋大久保に行く。」蘭軒の父信階の養母にして信政の妻であつた伊佐の生家。菓子商大久保主水は、庚午の歳に猶店を今川橋に持續してゐた。棠軒は當時の主水と往來してゐたのである。是日棠軒は福山の家人の書を得た。書は「三月十九日出」であつた。福山の書信が東京に達したのは二十六日後であつた。わたくしはその餘りに遅きに驚いたが、是は異例であつた。後には四月二十二日に福山を發した書が五月朔に達してゐる。即ち八日後である。

「十一日。(五月。)夕雨。知事様御事去る五日福山表御發船被遊、昨夕丸山邸へ御著被遊候。」阿部正桓の入京である。後三日、十四日に「御上大君爲御機嫌御伺御出被遊候。」の文がある。正寧を石原に省したのである。

「七日。(六月。)微晴。權少參事村上半藏より申來如左。然者貴様儀御隠居様御不快爲御看病出府被仰付候處、更に在番被仰付候旨、創殿被仰渡候間、御談申候、以上。六月七日。尙々御隠居様御看病之儀。三好東安同様申合御介抱申上候様被仰付候。」棠軒の逗留が在番の名儀に改められたのである。村上半藏は己巳席順に「百三十石」と註してある。創は岡田氏。

「十九日。晴。淺田宗伯伺出。」正寧が淺田栗園を請じたのである。以下復抄せない。

「廿三日。夕雨。立道來。」棠軒は入京以來殆日ごと清川氏と往來してゐる。しかし「立道」の稱は始めて此に見えてゐる。故の安策が父の稱を襲いだのである。

「廿九日。夕雨。雷鳴。今日より詰切被仰付。」正寧の病革なるが故である。

「七月朔日。晴。暮六時御絶脈被遊候。」正寧の捐館である。年六十二。正精の子、正弘の兄、正教正方の父である。

「三日。雨。冷氣甚。暮時御入棺。」正寧の歛である。

「五日。微雨。御隠居様昨卯上刻御逝去被遊候に付、爲伺御機嫌今五日四時より九時迄之内、改服に而出仕可致旨、丸山御住居へ出御謁並手札差出。」正寧の發喪である。

「十日。晴。夜雨。今朝御出棺。西福寺自拜罷出。」正寧の葬である。西福寺は淺草新堀端。

「十三日。晴。」此日棠軒は長谷寺に詣てた。其記に「鳥居坂へ寄、午飯」の文がある。宗家伊澤は幕政の時より居を徙さずゐるのであつた。當主信崇は三十一歳であつた。

「五日。(八月。)雨。常徳院様御三十五日御當日に付、御遺物頂戴被仰付。如左。金巾御紋付御

小袖一つ、曬御紋付一つ、爲別段唐棧御袴地一つ、唐更紗御布圍地一つ、計四品、於御納戸頂戴。常徳院は正寧の法諡である。

「十二日。晴。」來客中に「矢嶋元碩」がある。「元碩」は立碩に作るべきで、澀江抽齋の「優善」が養父の稱を襲いだのである。日録に優善の事を記する始である。優善は當時三十六歳であつた。

「十三日。晴。」是日阿部家に畫幅の拂下があつて、棠軒は數幅を買つた。明治初年の書畫の價を知らむがために、其一二を抄する。「探幽雲山一軸代金一兩二分、常信花鳥一軸代金三分。」

「廿五日。晴。」家書及飯田書狀來る。本月二日男子出生之由。「公私略に「名、三郎」と云つてある。

「廿七日。晴。」此日初而乘人力車。「東京に人力車の行はれた始であらう。

その三百五十二

庚午八月二十七日後の棠軒日録を續抄する。

「廿二日。(九月。)微雨。福山内田養三より申來如左。自分事御家内醫官、東安同補、先達而被仰付候由。尤醫官、次席之事。權少村上氏より申來如左。自分事在番被仰付置候處、御免被仰付候旨。棠軒の家内醫官を拜し、三好東安は家内醫官補を拜したのである。家内醫官とは阿部家の家庭醫師を謂ふか。内田養三は福山にある同僚である。棠軒は同時に在番を解かれた。三好は是より先、是月六日に在番を解かれ、次日二十三日に東京を發して福山に向ふこととなつてゐた。「權少村上」は權少參事村上半藏の略である。此二事は棠軒公私略も亦これを載せてゐる。

「廿九日。晴。」道中御手當金二十八兩一分一朱と錢五百三十三匁受取。明後朔日出帆決定。」

「十月朔日。晴。」朝六時石原御門前より川崎屋船に乗組、南新堀萬屋正兵衛方へ一先落著、黄昏和歌山蒸汽明光丸へ乗組。船賃九兩茶代金二百疋。」

「二日。晴。」今朝五時前出帆。」

「四日。晴。」曉七時浪華天保山沖へ著。天明より小舟一艘雇、土佐堀御藏屋敷へ著。」

「五日。微晴。」時雨。藩邸より伏見夜船賃受取、夕刻煙草屋藤助一六船利徳丸へ乗組、新堀迄出帆。」

「六日。晴。夜微雨。今朝新堀出帆。」
 「八日。晴。夕七時福山木綿橋へ著船上陸。安石、洞谷、待藏、徳見等迎來。」此旅行は公私略に只發著を記するのみである。

「十三日。雨。九月八日岡山奥小野崎姉君御病死之旨今日御達差出、一日之遠慮引いたし候。」公私略に同文がある、只小野崎を「芥崎」に作つてある。棠軒の姉は田中氏か。

「十五日。(閏十月)晴。日暮雨、殿様昨夜柄津へ御著船被遊、今九時御歸藩被遊候に付、平服に而御祝儀出勤。」阿部正桓の歸藩である。

「十七日。晴、内願差出左之通。覺。私拜領仕候御紋附類倅徳へ著用爲仕度奉内願候、以上。私拜領仕候木綿御紋附羽織異父兄飯田安石へ相讓申度奉内願候、以上。兩通共勝手次第之旨、御頭乾三殿被申談候。」乾三は己巳席順に「吉澤乾三」と記してある。

「十日。(十一月)晴。午後雨。微雪。三兒種痘。」三兒は三郎、當歳。種痘は遂に伊澤氏に入つた。

「七日。(十二月)晴。津山へ行飲。行三學家一昨日引越著に付。」津山碧山は當時行三と稱し

た。父忠琢も共に福山に來たのである。五十川鞠堂の文に「區君夫人、移居福山、時君(忠琢)既致仕、而有此命、蓋特典也」と云ふは、此時の事であらう。是に由つて觀れば、津山氏の移徙は忠琢が召された故である。君夫人は正弘の第六女にして正桓の初の室壽子か。壽子は當時二十一歳であつた。

その三百五十三

庚午十二月七日後の棠軒日録を續抄する。

「十八日。陰。藩廳御制度御變革諸官員御減省に付而者、御家政向も右に准じ御減省、且御家祿之内御減數之儀も有之、依而免職被仰付。三好東安、自分、津山忠琢。右に付金三百正づつ頂戴被仰付。」棠軒が三好、津山と共に所謂家内醫官を罷められたのである。

「廿八日。晴。御奥御改革御人減に付、長女御暇被下宿。」棠軒の女長が阿部家の奥より下げられたのである。棠軒公私略は棠軒自己の事を載せて、其女の事を載せない。

此年棠軒三十七、妻柏三十六、子平安十二、女長十七、良十五(以上福山)、磐安二十二、弟平

三郎十、孫祐八つ、姉國二十七、安十九、柏軒の妾春四十六(以上静岡)であつた。明治四年は蘭軒歿後第四十二年である。棠軒一家は又年を福山に迎へた。「正月元日。晴。」此日の記事「春雄來」の句がある。春雄は森根園の子約之の維新後の稱なることが其墓表に由つて證せられる。時に約之は三十七歳であつた。「六日。晴。」七日。晴。」此二日の間に、棠軒は四十二家を廻禮してゐる。其中酒を饗した家が八軒で、其一は關藤藤陰の家である。

「十七日。(二月)雨。夕晴。慧璘童女七回忌、得悟童子來廿八日三回忌之處取越、法事執行、今日追夜也。大賢尼來讀經。」按ずるに慧璘は棠軒の女信の法諡である。信は慶應紀元二月十八日に夭した。追夜は原茶毘前夜であるが、俗間には法要の前夜を謂ふ。此には後の義に用ゐてある。得悟は棠軒の子紋二郎の法諡である。紋二郎の夭折は、軍行日録に徴するに、戊辰の二月であつた。そして記事に其日を佚してゐた。今本文に由つてその戊辰二月二十八日に夭したことを知るべきである。

「七日。(四月)晴。棠軒と改名願書差出す。尤當用内田養三取計。」所謂改名は道號を以て通

稱としよつとしたのであらう。春安信淳には棠軒、小棠軒、谷軒、尙軒、芋二庵の諸號があつた。以上は歴世略傳の載する處である。又海紅の號があつたらしい。軍行日録に「海紅主人伊澤春安」と署してある。

「八日。陰。午後吉田へ會合、主人、貞白及小嶋金八郎竝に尙同伴、山六船に而讀岐金刀比羅宮參詣。夜四時過乗船、夜半出船。尤同日安石より御届取計。」棠軒は福山を發して讀岐象頭山に向つたのである。一行凡五人であつた。吉田の主人は洞谷であらう。貞白は石川氏である。小嶋金八郎は戊辰席順に「料」の肩書がある。恐くは料理人であらう。年は辛未二十歳であつた。尙は小字誠之助、飯田氏の嗣子である。棠軒は發するに臨んで、飯田安石をして縣廳に稟さしめた。

「九日。晴。暮六時多度津へ著船。夫より乘馬に而御山迄行。時三更前輛屋久右衛門に一泊。」

「十日。晴。朝登山。輛久に而午飯之上乗船、初更頃出帆。」

「十一日。雨。午後八半時過著船、夜六半時頃歸宅。」公私略には但發著のみが記してある。

公私略の記事は此に終る。此より下は日録を抄することを得るのみで、復公私略を参照すること

とを得ない。

その三百五十四

明治辛未四月十一日後の棠軒日録を續抄する。

「廿六日。晴。關藤へ行。政太郎病死之悔。」わたくしは關藤藤陰の詳傳を知らない。しかし其長子政太郎は、文化四年生の藤陰が蟠川氏を娶つて、弘化三年四十歳の時にまうけたものである。明治二年の席順には「二百石、御足百石、關藤文兵衛、六十三」と云ひ、「十二石、關藤政太郎、廿三」と云つてある。辛未に政太郎が早世したとすると、其齡は二十五歳で、父の六十五歳の時に終つたのである。阪谷朗廬撰の墓誌には、「配蟠川氏、先歿、有二男、長曰政太郎、成立受讓繼家、不幸早世、次子亦先天」と云つてある。然らば藤陰は當時既に致仕して、政太郎は戸主となつてゐたのである。

「十三日。(五月。)晴。午後微雨。關帝祭祀。安石夫婦來割烹。」關帝を祭ることは、維新後にも未だ廢せられずにゐた。飯田安石と其妻とが來て庖厨の事を掌つた。

「晦日。晴。柏飯田へ行。」曾能子刀自は猶柏と稱してゐた。飯田は安石の家である。

「三日。(六月。)土用入。晴。午後微雨。森春雄今曉病死之由申來る。」森椀園立之の子約之である。年は三十七になつてゐた。濱野氏は頃日福山東町賢忠寺の墓を訪うた。「文定院齋穆元信居士、明治四年未六月三日、森春雄約之墓」と刻してあるさうである。

「六日。晴。夕森へ悔行。」子を喪つた椀園夫妻を訪うたのである。

「三日。(七月。)岡山より姉君遺物到來。」前年九月八日に歿した棠軒の姉があつた。事は上に見えてゐる。

「四日。晴。驟雨雷鳴。於會計六箇月分扶持銀受取。札三貫四百十六匁四分也。」當時棠軒の受けた俸錢である。

「十五日。雨。朝より晴。盆踊瞥見。」猶盆踊の俗が廢れずにゐた。

「十九日。雨。此日祖母一週忌追夜也。」祖母とは誰か。文政十二年二月五日に歿した蘭軒の妻飯田氏益にあらざることは明である。儻くは生家の祖母か。前年の日録は記載を闕いてゐる。

「廿日。陰。示幻童女三十三回忌。」天保己亥に歿した様軒の女久利である。

「廿三日。晴。知事様御免職。」阿部正桓が福山藩知事を罷められたのである。
 「廿九日。晴。午後驟雨。夜又雨。午前より森へ行。此日平野龜三郎同家へ養子願濟引移、夕又平野へ里開。」森枳園は平野氏龜三郎を養つて子とした。龜三郎の生父は杉右衛門と稱した。己巳席順に「五十五俵、平野杉右衛門、四十八」と云つてある。是より先七月七日の條に「森、平野、再森へ行、養子一件」の文があり。又八日の條に「杉右衛門來、森へ行、森養子一件」の文があつた。是に由つて觀れば、媒酌者は棠軒であつた。按ずるに龜三郎は春雄の長女くわうに迎へられた婿である。

「廿一日。(八月)雨。夕晴。飯田ます女河合銀二郎の縁談。今日吉辰に付引移、右に付飯田へ行飲。」ます女は安石の女であらう歟。河合氏の事は未だ考へない。或は下に見えてゐる友翁の子か。

その三百五十五

明治辛未八月二十一日後の棠軒日録を續抄する。

「十九日。(九月)晴。明廿日前知事様方々東京御引越に而御發駕被遊。石川御供に而出立に付、暇乞に行飲。」阿部正桓が福山より東京に遷り、石川貞白が隨從するのである。

「廿日。晴。又微雨。御發駕御延引相成候。右者六郡之村民一揆強訴、市中亂暴、其上濱野兩家及津川高嶋等焼立候に付。」濱野章吉、濱野徳藏、津川徳太郎、高嶋鐵之助の家か。章吉名は王臣、字は以寧、箕山又猶賢と號した。災に遭ふものは皆其族人であつたらしい。擾亂の由來等は不詳である。

「廿一日。晴。不得已強訴之者打拂之令出。近郷迄兵隊罷出警衛相成候。」

「廿四日。晴。未穩。尤御城内相詰候非役之面面一旦引取に相成候。」

「十一日。(十月)晴。風。午後止。河合友翁來。森龜三郎家督被仰付、悅行飲。」按ずるに枳園養竹は早く致仕し、春雄は家督相續をしてゐたので、今龜三郎は春雄の後を襲いだしたのであらう。「友翁は或は飯田安石の女婿銀二郎の生父か。」

「二日。(十一月)石川明日御供出立に付行飲。」阿部正桓東行の日が再びトせられたのである。

「三日。晴。前知事様御初方々東京爲御引越午時御乗船。右に付川場迄御見送出。」正桓

は遂に家を擧げて福山を發した。

「四日。晴。養竹妻病死之由、以金澤源二郎爲知來。即刻悔行。」

「五日。晴。森葬送に付、早朝より行。」柩園の妻勝は三日に歿し、棠軒は四日に訃を得て往いて弔し、五日に送葬した。墓は福山東町賢忠寺にある。濱野氏は墓表を寫した。「貞莊院敬徳明慧大姉、明治四年十一月三日、森立之妻。」

「七日。(十二月)晴。風寒甚。石川貞三昨夜歸著に付、悅行飲。」貞藏は初の稱厚安、貞白の子である。次年二月二日の條と合せ看るべきである。

此年八月十三日に靜岡にある柏軒の子孫祐が九歳にして夭し、翌十四日に大在家村天徳院に葬られた。法諡白露清光禪童子である。良子刀自所藏の文書中に、孫祐葬儀の時の「諸用留」一冊がある。孫祐の死は棠軒日録の辛未の部に見えない。或は訃音が至らなかつたものか。

此年棠軒三十八、妻柏三十七、子平安十三、三郎二つ、女長十八、良十六、(以上福山)、磐安二十三、弟平三郎十一、姉國二十八、安二十、の柏軒妾春四十七であつた。

明治五年は蘭軒歿後第四十二年である。棠軒は又年を福山に迎へた。「正月元日。晴。御祝儀

非役之面無之。已廢三朝古典刑。會無賀客至山廬。唯餘一事猶依舊。獨坐焚香讀孝經。」

「二日。(二月)陰。夕雨。貞藏來。貞白午刻東京より歸著之由。右に付悅行飲。」

「二十二日。晴。斷髮す。」按ずるに棠軒は剃髮せずなるたので、今俗に随つて斷髮したのであらう。

「廿三日。晴。養竹明日吉野發途の由申來。肴切手持行飲。」森柩園吉野の遊である。此事は藤陰舍遺稿にも見えてゐるから、少しく下に補敘しようと思ふ。時に柩園は年六十六であつた。

その三百五十六

わたくしは棠軒日録を抄して明治壬申に至り、二月二十三日が森柩園の吉野へ立つ前日だと云つた。藤陰舍遺稿に七絶一首がある。「送人遊芳野、此詩送高田雙翁、森養竹者、二人非同、前後一二日、相繼發程。欲看芳山萬樹櫻。旅裝纒挈一瓢行。宛然先輩尋花去。栢笠飄飄管笠輕。自註、芭蕉、宣長。」高田氏の名は遺稿丙子の卷に重見してゐる。「寄高田雙翁」と題するものが是である。己巳順席の「廿二俵三人扶持、高田段兵衛、六十六」である。段兵衛、後段右衛

門と稱した。號は杏塲、晩に豊翁と云ふ。一時藤井松林、吉田東里と共に福山の三畫史と呼ばれた。枳園は前年辛未の夏實子約之を失ひ、冬妻勝を失ひ、家を養嗣子龜三郎に託して此遊の途に上つたのである。枳園の此遊には必ず詩文があつたであらう。しかし一として世に傳はつたものが無い。

「廿五日。(三月。)晴。花影童女五十回忌に付、柏賢忠寺參詣。」花影は文政六年三月二十五日に夭した蘭軒庶出の女順である。

「十一日。(五月。)雨。徳今日より岡へ遣す。十八史略講義聽聞也。」徳のために十八史略を講じた岡氏は岡待藏、後の寛齋であらう。徳時に年十四であつた。

「廿四日。雨。昨日安石隠居願濟。」飯田安石は壬申五月二十三日に致仕したのである。時に年四十九であつた。

「廿二日。(七月。)晴。待藏事寛齋來。」岡待藏が新に寛齋と改稱したのは此時である。時に年三十四。

「廿九日。(八月。)雨。成田龍玄昨夜物故、今日葬送、徳代參遣す。」成田龍玄が壬申八月二十八

日の夜に歿したのである。

「三日。(九月。)陰。河合へ行、去晦日友翁妻病死之悔。」河合友翁の妻が壬申八月三十日に歿した。飯田安石の女婿銀二郎の生母であらう。

「廿四日。晴。岡寛齋近日東京出府に付、於飯田宅別杯相催す。」寛齋の祖筵が飯田安石の家に於て開かれたのである。

「廿五日。晴。森へ行飲。同家年内東京轉移に付、一切相談也。」枳園の家族が將に東京に移り住まむとするのである。

「廿六日。晴。今曉岡寛齋出府乗船之處、夜汐に延引之由、再行飲。」寛齋は壬申九月二十一日の夜福山を發して東上したのである。

「廿八日。晴。徳啓蒙所夜會に出す。」啓蒙所は學校の名である。

「十六日。(十一月。)晴。夜雨。柏斷髮す。」會能子刀自が三十八歳にして斷髮した。恐くは病の故であつたらう。

「廿一日。晴。冬至。東京森養竹より書狀到來。」是より先是月五日の下に「森へ行、同家引越

一條に付、大黒屋直右衛門方へ行」の文があり、次年一月に至るまで屢「森へ行」の文がある。按ずるに杵園は吉野に遊んでより後、復福山に歸らずして、東京に入り、今家族を迎へ取らうとするのである。壽藏碑に「明治五年壬申二月辭福山、漫遊諸州、五月至東京、是月廿七日補文部省十等出仕」と云つてある。時に杵園は六十六歳になつてゐた。

「二日。(十二月。)晴。夜雨。今般太陰曆御廢し、太陽曆御採用に付、明三日より一月第一日と御改正被仰出。」

静岡の伊澤氏では、此年四月に磐安が磐と改稱し、又七月に東京に遊學し、鹽田氏に寓した。良子刀自所藏の文書に、「明治五年七月東京第一大區十一小區東松下町三十七番地工部省七等出仕鹽田眞方寄留」の文がある。鹽田良三は既に眞と改稱して、工部省に仕へてゐた。

・此年棠軒三十九、妻柏三十八、子徳十四、三郎三つ、長女十九、良十七、(以上福山)、磐二十四、弟平三郎十二、姉國二十九、安二十一、柏軒の妾春四十八(以上静岡)であつた。

その三百五十七

明治六年は蘭軒歿後第四十四年であつる。棠軒は又年を福山に迎へた。一月より二月に至る間には、只棠軒の妻柏が一たび病んだ後愈えたこと(一月二十六日)、江木鰐水が棠軒を訪ひ(一月五日)、又棠軒が江木氏を過つたこと(一月十日)、棠軒が屢森杵園の留守を顧みたこと(一月五日、七日、八日)等がわたくしの目に留つたのみである。

三月以下には良子刀自所藏の文書中に、磐安改磐の日記の斷簡があつて、棠軒日録と兩存してゐる。わたくしは二者を併せ抄することとする。

三月二日。磐が東京を發して静岡に向つた。家族を迎へ取らむがためである。當時磐の身分は「静岡縣貫屬士族」で、其戸籍は「静岡第五大區百姓安右衛門方同居」であつた。俸祿は「現米十八斗」であつた。家族は「母春、妹安、弟平三郎」と云つてある。姉國は狩谷矩之の妻である故、家族中に算してない。亡父柏軒の妾春は既に磐の母として事ふる所となつてゐる。磐は東京を發するに至るまで、「南紺屋町佐藤勘兵衛方」に寄留してゐた。

五日、磐は静岡に著いた。

九日、磐は全家の東京に寄留せむことを静岡縣廳に稟請し、兼て静岡に於ける「留守心得」を

指定した。東京に於ける寄留先は「第二大區十五小區麻布南日窪町醫師伊澤信崇方」即ち所謂鳥居坂の宗家である。當時信崇は年三十四であつた。

静岡に於ける留守心得に「吳服町一丁目多喜後家ひさ方比留正方」である。

十三日。磐は家族を率て静岡を發し、「富士郡前田村加藤要藏方」に宿した。

十四日。磐一行は前田村を發し、「三嶋驛世古六太夫方」に宿した。

十五日。一行は三嶋を發し、「小田原驛三河屋」に宿した。

十六日。母春、妹安は小田原に駐つて、磐等は藤澤に至り、相生屋に宿した。

十七日。磐等は藤澤を發し、東京鳥居坂の宗家に抵つた。

二十二日、磐は全家の鹽田眞の許に寄留せむことを、「第一大區十一小區役所」に稟請した。

二十四日、磐は「電信寮自費修行願」を作つて鹽田眞に託した、電信技手たらむこと欲したのである。

二十八日。「仙次郎小田原より母及妹を送り來る。」仙次郎は磐の會て寓した相模國山下村農家の主人であらう。春、安の二女は鹽田の家に著いたのであらう。

四月一日。「平三郎鳥居坂本家信崇の養子となり、名を信平と改む。磐の弟の宗家に入つたのは此時である。當時養父信崇三十四歳。養子信平十三歳であつた。」

三日。「全家麻布南日窪町醫師伊澤信崇方へ寄留すとの届を小區役所に出す。」寄留籍が鹽田氏より鳥居坂伊澤氏に移されたのである。

三四月頃の間、棠軒日録には事の抄するに足るものが無い。強て求むれば、津山碧山（四月廿二日）岡寛齋（同廿九日）が棠軒を訪うた事がある。寛齋は四月二十七日に東京より福山に往つた。

その三百五十八

わたくしは此より明治癸酉五月以後の棠軒日録を抄する。

「五月一日。晴。長女河合へ遣す。去十七日友翁旅中病死之悔。」友翁は飯田安石の女婿銀二郎の生父であつたらしい。然らば銀二郎は前年壬申九月三日に生母を失ひ、今又生父を失つたのであらう。旅中とは何れの地にあつたのか不詳である。

「六日。晴。河合友翁葬送に付、名代徳遣す。」
 「十四日。晴。津山忠琢病死之旨爲知來。夕觀音寺葬送見立行。」棠軒の女長の壻となるべき碧山の生父である。五十川訥堂撰の墓誌に、「年七十七、以疾卒、葬吉津村觀音寺、寔明治六年五月十三日。」と云つてある。按ずるに歿日は十三日。葬日は十四日であつただらう。墓誌に又かう云つてある。「君豪放。不肯爲小廉曲謹。以投衆人耳目。而於醫事則好古法。微密精到。不與今世醫同流。謂苟爲而止者非醫也。傍好刀劍書畫法帖。亦必以古。往往傾貲不顧云。(中略)初良徳公之疾。衆醫不以爲意。獨君憂之。屢上醫案。不省。後果若其言。以是人皆服君卓見。」良徳公は阿部正弘である。忠琢の歿後には妻歸山氏が遺つた。忠琢は己が古法帖を好んだので、子碧山をして小嶋成齋の門に入らしめたのであらう。

「十五日。晴。津山へ悔行。」

「廿二日。晴。眞野より被招行飲。此日陶後十七回忌。」眞野竹亭の子陶後頼寛は安政四年四月二十三日に歿したから、陽曆の忌日は五月十九日である。按ずるに改曆後月を變へて日を變へずに五月二十三日とし、所謂追夜に客を招いたのであらう。當時の主人は陶後の子にして幸

作の父なる竹陶兵助五十四歳である。

「廿七日。晴。慧觀童女七回忌追夜。貞白來飲且飯。」慧觀は棠軒の女鏝である。慶應三年五月二十八日に夭した。

「十三日。(六月)晴。風。吉田へ行、同道飯田へ寄。同家へ過日河合同居也。」飯田安石は女壻河合銀二郎の家族を迎へて同居せしめた。吉田は畫師洞谷である。

八月には棠軒の妻柏が大に病んだ。

「十四日。時時雨。夜大雨。四五日來お柏持病腦痛不出來之處、今曉尤甚。四肢厥冷、脈伏寒戰に至る。」此より醫師石川貞白、飯田安石、三好東安、河村意篤、内田養三等が來り診し、又正覺院と云ふものが來て加持し、安石の女にして河合に嫁したお升、「吉田老母」等が夜伽のために来り宿した。吉田老母は洞谷の母であらう。「廿一日。陰雨。柏子腦痛十八日來漸漸緩和に赴く。」三十一日。晴。吉田老母今日迄逗留之處、今夕より歸宅。「柏の病は愈えたのである。」

「六日。(九月)洞谷來飲。同人悴直今日より入學。」吉田洞谷の子直が棠軒の弟子となつた。棠軒弟子の入門は公私録にも日録にも多く見えてゐる。直の事は洞谷の子なるを以て特に抄出す

る。按ずるに所謂入門者は概ね皆醫であらう。しかし直は必ず醫となつたとも云ひ難い。同月十二日に、「今日より外史講釋相始む」の文があるからである。外史の日本外史なることは勿論である。後に聞けば、直は幾ならずして吉田氏を去り、一たび甲斐氏を冒し、遂に本姓前原に復して終つた。前原氏は神邊菅氏の隣で、是が直の生家であつた。

その三百五十九

此より明治癸酉九月十二日後の棠軒日録を續抄する。

「廿一日。晴。眞野竹陶(兵助事)病死之趣爲知來。卽葬送寺へ行。」「廿三日。晴。眞野へ悔行。」「廿六日。陰。微雨。夕微晴。眞野へ被招行飲。當日初七日追夜也。」眞野竹陶は竹亭には孫、陶後には子で、今の幸作さんには父である。歿日は九月廿一日。壽は五十六である。

「五日。(十月。)晴。三澤へ行。お長縁談の返事。」「廿一日。晴。吉辰に付、長女津山碧山方へ結納取替。三澤老母周旋。」「十七日。(十一月。)長女津山へ縁談之願戸長へ差出す。」「十八日晴。三澤へ行。」「二十日、時晴時雨。長女鐵漿染。三澤老母賓たり。吉田老母、お糸を招く。」

「廿三日。晴。長女縁談願過日戸長迄申出置。願面如左よし。縁談願。私長女長。當酉二十歳、第二大區小十五區百五十八番屋敷士族津山碧山妻に縁談申合度此段奉願候也。年月日。第二大區小何區何番。士族。伊澤某、印。右に付昨日送籍證一紙受取、今日野村方迄差遣す。」「廿五日。晴。津山氏へ長女道具送り遣す。房助卯三郎兩人にて三度に昇送す。」「廿六日。晴。長女津山碧山へ暮時出宅に而嫁す。引續自分及徳同家へ舅入行。夜四時前開く。安石。お糸、三澤老母、吉田老母、石川おきく等來。寛齋來。」「廿八日。晴。午後陰。夜半雨。杉山津山へ寄、吉田へ行く。」十日。(十二月。)晴。夜半雨。長女里開き。碧山、文女、喜代女及三澤老母、其外貞白、洞谷、寛齋、吉田老母、お糸、舊婢たけ、卯三郎等來大飲。」「十五日。晴。内祝之赤飯配る。」「廿日。晴。長女來宿。」是が棠軒の女長の津山碧山に嫁した願末である。わたくしは明治初年婚禮の一例として、特に詳にこれを抄した。

媒人は三澤順氏であらうか。少くも三澤氏が所謂橋渡をしたことは明である。三澤老母は順民の母、吉田老母は洞谷の養母、糸は飯田安石の妻、きくは石川貞白の妻、野村徳太郎は碧山の姉ちかの夫である。戊辰東役高に「御通掛新番組、野村徳太郎、廿一」と云つてある。文、

喜代は津山氏の家族であらう。卯三郎、房助、たけは奴婢である。
此婚嫁は棠軒がその愛する所の女を出して、親む所の友に嫁したのである。只俗に随ひ禮を
具へたに過ぎなかつたであらう。

長子刀自の福田氏に語るを聞くに、碧山には先妻武藤氏があつて、一女を遺して歿した。津
山直次郎は此女のために迎へられた婿で、大正五年十二月十五日に歿し、其長子達夫は圖按家
になつてゐるさうである。

十月以後、棠軒の女長が于歸の事のあつた旁に、尙二事の記すべきものがある。棠軒が冢子
徳のために算術の師を擇んだのが其一である。十月六日の下に云く。「徳今夕より中村某へ遣す、
算術。」阿部正弘の繼室謚子の死が其二である。十月十八日の下に云く。「去五日清心院様御逝去
被遊候由。」十一月六日の下に云く。「小鼓へ行。過日清心院様御逝去之御機嫌伺取計之一禮。」十
一月廿二日の下に云く。「清心院様御四十九日御相當に付兼而勤仕之者申合於定福寺少分之御供
養申上。」十二月二十六日の下に云く。「清心院様爲御遺物金二百疋被成下候趣、三富氏より貞白
受取持參。」謚子は絲魚川いとがはの松平日向守直春の女、越前の松平越前守慶永の養女で、正桓の夫人

壽子は其出である。小鼓は己巳席順の「十人扶持、御足五人扶持、鼓菊庵、五十四」で、同席
順の「十人扶持、御足十人扶持、鼓泰安、五十九」の大鼓に對へて言ふのであらうか。猶「鼓兆
安、鼓定」と云ふものも同席順に見えてゐる。三富氏は己巳席順に「百廿石、御附奥家老、御
家従、三富甚左衛門、五十八」と云つてある。

その三百六十

わたくしは棠軒日録を抄して明治癸酉の歳暮に至つた。

此年は伊澤氏と舊好ある人人の中で、門田朴齋と渡邊樵山との歿した年である。

朴齋の死は行狀に據るに一月十一日戌牌で、年を饗くること七十七であつた。墓表は小野湖山
が撰んだ。其末に銘に代へて絶命の詞が刻してある。「父母教吾學仲尼。忍看天下化爲夷。病而
不死亦良苦。待盡青山埋骨時。」朴齋の生涯は西洋嫌を以て終始してゐる。棠軒が此人の死を録
せなかつたのを見れば、棠軒と門田氏との間には親交が成り立つてゐなかつたかも知れない。
渡邊樵山は十二月十八日に東京澀谷村に歿した。年五十三であつた。わたくしは上に膝軒が

此人を請じて經を講ぜしめたことを記し、後に慊堂日曆中より、其父の蘅園と號したことを檢出して補つた。しかし安井息軒が樵山の墓に銘したことを知らずにゐた。それは息軒遺稿が偶これを載せてをらぬ故である。

頃日事實文編を繙閲して、圖らずも息軒撰の墓碑銘を發見した。樵山の系は源融の曾孫渡邊綱から出てゐる。「父諱昶。字奎輔。以醫仕膳所侯。娶才戸氏。生君子江戸鱸坊之僑居。」按ずるに慊堂日曆の蘅園は此昶である。昶は或は「とほる」と訓ませたものではなからうか。膳所侯は本多隱岐守康融である。「鱸坊」は今の京橋區鈴木町である。本多家の上屋敷が南八丁堀にあつたから、蘅園は鈴木町に住んでゐたのである。

「年甫十一。奎輔得疾。自知不起。托君及弟璞輔於慊堂松崎先生。輿疾歸近江。未幾沒。二孤皆有才。先生愛之。視猶子。嘗贈之詩曰。吾園梅百樹。汝獨可超凡。及慊堂先生沒。以遺命守羽澤草廬三年。既而卜居青山。生徒漸進。萬延庚申九月。釋褐於紀藩。(中略。)元治甲子。幕府有召見之命。三月謁二條城。(中略。)慶應乙丑。參樞機。(中略。)明年十一月遷小姓頭。明治戊辰拜奧祐筆組頭。累遷參政。三年五月。免參政。」蘅園が樵山と其弟とを松崎慊堂の石經山房に託

して近江に歸つたのは、天保二年である。弟璞輔は慊堂日曆の百助である。慊堂の歿した弘化元年より三年間石經山房を守つてゐたとすると、樵山は二十四歳より二十七歳に至る間羽澤にゐたのである。さて弘化四年中に樵山は青山に徙つたのであらう。萬延元年紀州藩に仕へた時は、樵山は四十歳であつた。紀州藩は猶中納言茂承もちつぐの世であつた。元治元年に將軍に謁した時は、樵山は四十四歳であつた。

若し此年立にして誤らぬならば、樵山が經を伊澤氏に講じた月日は、羽澤時代より青山時代に及んでゐる筈である。

わたくしは此に狩谷氏移居の事を附記したい。一説に狩谷矩之が本所横川の津輕邸より上野廣小路に移つたのは、明治五六年であつたと云ふ。しかし是は稍後の事であつたらしい。猶下にこれに言及しようとおもふ。

此年棠軒四十、妻柏三十九、子徳十五、三郎四つ、女長二十、良十八、(以上福山)、磐二十五、弟平三郎十三、姉國三十、妹安二十二、柏軒の繼室春四十九、(以上東京)であつた。

その三百六十一

明治七年は蘭軒歿後第四十五年である。棠軒は又歳を福山に迎へた。一月中には事の記すべきものが無い。二月十一日に子徳を算術の師村田某の許へ遣つた。十三日。晴。一昨日より徳村田某へ數學稽古に行。是月棠軒は書を東京にある關藤藤陰に寄せた。廿三日。(二月)陰。午後晴。阿部近日東京出立に付、分家、清川、森、關藤(菓子料二百疋添)等へ書狀出す。藤陰は二年前の冬より東京に来てゐたのである。癸酉歲旦の詩の引に、「余自壬申冬、來在藩主阿部氏本所横網邸。」と云つてある。坂谷朗廬はかう云つてゐる。「會廢藩命下。正桓君例以華族。移住東京。而家制不定。衆以爲非招先生不可。強以賓師委重。先生弗得辭。曰骸骨竟有宿緣於東地歟。便復移家。經理畫一。更選人授之。絶交閑居。賦詩自樂。」想ふに棠軒の書を寄せた時には、藤陰は既に閑散の身となつてゐたであらう。棠軒の書を託した阿部は阿部正貫である。己巳席順の「百八十石。家扶、阿部小重郎、四十三」と同人であらうか。分家磐、清川安策、森根園との間には、此前後に雁魚の往復があつたが、省いて抄せなかつた。

五月に棠軒が子徳を算術の師關某の許に遣つた。九日。(五月)徳今夕より關へ數學入門。三度師を更へたのであらうか。是月の末に東京にある藤陰が書を棠軒に寄せた。其文はかうである。

「清和之時候と申内、稍薄暑も催候處、貴宅御揃愈御多祥被成御坐候條、拜賀之至。僕老耄相増候得共、先々頑健罷在候。乍憚御省慮可被下候。扱當春阿部正貫出京之節は、御懇切御文通被下、殊に無存掛御肴料二方金御惠贈被遣、辱拜受、去乍御過厚之事奉恐入候。先以御近況過日阿部より承候。爰元之光景は此節同人より御承知と奉存候。同人爰元出立之節は、必御禮一書可差上存居候處、其出立間際種々多事取込、遂に不能其儀、背本意恐縮之至に候。右便之節何角は差上度存候に、差向思付も無之、東京近來の模様、新版書冊之出來候事、次へ次へと中承盡されも不申、右様多き内には、見るも無益と申品も多分有之、其内に思候に、醫事關係之書なれば、自然可然ものも可有之哉共存候へども、當今之儀西洋家之品、時好に投候品而已多く、勿論拙老宅に引込罷在候而已に而は、外間新版物を聞見(候事)も少なく、仍而思ひ候に、東京繁昌記なる者は馬鹿々々しき、何之役にも不相立、子弟之教育には勿論不相成候へども、

只々貴兄久々東京を御覽無之故、此文明開化やら何やら不相分、太平やら不太平の本やら不相分之實景を御慰に御目に掛度と存、折節阿部出立之頃は第二編之分出版未だ成就致切不申、近日中に必賣出し初り可申由承込候故、幸便なれども何も得不差上候也。此度明後日出立に而河村大造立歸りに歸省致候由幸便を得候に付、不取敢此二冊呈上仕候。御笑納可被下候。吳々も東京現今之光景如此かと御覽御一笑に付し候迄之心得に候。吳々も馬鹿馬鹿敷書に而は御座候也。乍末行御家内皆様へ宜御傳聲奉希上候。時下御保重默祈之至。先は幸便不取敢乍延引先般之御禮兼如此候。頓首。五月三十一日。關藤藤陰。伊澤棠軒様。」

その三百六十二

わたくしは明治甲戌五月三十一日に關藤藤陰が棠軒に與へた書を抄した。是は文淵堂の花天月地中より討め來つた焚尾せんびの獲である。藤陰の簡牘は語路が錯綜して、往往紛糾解くべからざるに至り、句讀を施し難くなつてゐる。又歇後けつごの文が多い。しかし幅廣く長の促つた文字が、石を積むが如くに重疊してあつて、極て讀み易い。文中「何角は差上度」は讀んで「何か差上

度」と作すべきである。或は方言歟。

此書が二月二十三日の棠軒の書に答へたものなることは、説明を須たずして明である。棠軒の書を齎した阿部正貫は、福山より東京に至り、直に又東京より福山へ歸つた。藤陰はこれに復書を託せむとしたが、書牘に添ふべき新刊書が未だ市に上らなかつたので果さなかつた。次で河村大造が東京より福山に往くに會して、藤陰は此書を託した。河村は己巳席順に「十二石二人扶持、河村大造、二十三」と云つてある。後の重固である。

藤陰の書牘に添へて棠軒に贈つた新刊書は東京繁昌記である。藤陰は初二兩編を併せ贈らうとした。然るに阿部の歸藩は二編の出でむと欲して未だ出でざる間であつた。六月の初に河村が東京を發する前に、藤陰は方に纔に二編を贖ひ得たのである。

東京繁昌記はわたくしの架上に無い。わたくしは其初編二編が何時何れの書肆より發行せられたかを知らむと欲して、文淵堂主を煩はして檢してもらつた。初編は紀元二千五百三十四年四月、二編は同年六月發兌と有之候。明治七年に候。書肆は銀座三丁目奎章閣山城屋政吉に候。政吉は日本橋通二丁目稻田佐兵衛の分家にて、鹽谷岩陰の門人に候。維新後古本商頭取になり、

後市會議員、市參事員、衆議院議員に選ばれ、鐵管事件に遭逢して引退し、月嶋に住んで古版本を蒐集するを樂とし、希觀の書數千卷を藏するに至候。其藏儲は今悉皆久原家の有に歸し居候。按ずるに初編の「四月」は恐くは再三版であらう。藤陰は六月發兌の二編を、早く五月末日に購ひ得たのである。

藤陰は東京繁昌記を評し、旁明治初年の社會に論及して、「文明開化やら何やら不相分、太平やら不太平の本やら不相分之實景」と云つた。罵り得て痛快である。

わたくしは端なく藤澤東咳の江戸繁昌記評を憶ひ起した。東咳は初三編を讀んで寺門靜軒の才を愛した。「其辭不唯艶麗。亦能俊拔焉。其識不唯該博。亦能卓越焉。乃謂斯人實一世之雄。」既にして太平志を讀み、又四編五編を讀んで文品の低下に驚いた。「豈半塗而天奪之才乎。抑始有所情。後失其人乎。」東京繁昌記は則ち初よりして疎拙であつた。「吳々も馬鹿馬鹿敷書に而は御座候也。」

藤陰の書牘と繁昌記とは六月七日に棠軒の手に到つた。「七日。(六月。)晴。三富甚左衛門來。東京關藤先生より書狀及開化繁昌誌二冊到來、右持參之事。」藤陰の書と贈とは河村大造より三

富甚左衛門を経て棠軒に達したのである。阿部家の家從三富の事は既に上に出てゐる。

その三百六十三

わたくしは此より甲戌六月七日に棠軒が關藤藤陰の贈を得た後の日録を抄する。

棠軒は六月八日に家祿「十四石七斗」を奉還せむことを請うて、十五日に許された。「八日。(六月。)微晴。組頭熊田某へ行。終身祿奉還一件也。爰許戸長吉津へ右願書出す。」「十五日。雨。午後晴。終身祿奉還之儀御聞届相成候段戸長より申來。「熊田は己巳席順の「二十俵三人扶持、熊田保平、五十」若くは「二十俵三人扶持、物産役、熊田臨藏、四十六」であらうか。吉津は小八郎と稱した。

七月に棠軒は子徳を算術の師前川某の許に遣つた。「廿三日。(七月。)晴。風。徳數學前川へ入門。」「四たび其師を更へたのであらうか。前川は未だ考へない。

十月に棠軒は「公債證書買上願」を呈出した。「九日。(十月。)晴。去七日出願書戸長へ出。十日進呈。十一日御聞届。」「七日に戸長役場に出し、十日に縣廳に達し、十一日に裁可せられたの

である。日録には全文が載せてあるが、今略する。「高百圓に付八十圓に」買ひ上げてもらひたいと請うたのである。宛名は「小田縣權令矢野光儀殿」と書してある。光儀は龍溪文雄さんの父ださうである。是月棠軒は外史の講義を終つた。「廿八日。陰。夜雨。外史講義一了。」十一月十五日には棠軒が養父榛軒の二十三回祭を行つた。「十五日。(十一月)晴。風。時時雨。當日府君二十三回祭。飯田夫婦、貞白、東安、半、全八郎招請飲。」その「祭」と云ふより推すに、此年より神祭の式に遵ふこととしたらしい。十五日は歿日の前日である。來客中「半」は服部氏、是より先七月中に「半來」(十五日)の文がある。

二十八日に棠軒は縣廳に赴いて家祿に換へた「金百二十四圓二錢五厘」を要請した。「二十六日。(十一月)陰。微雨。午後晴。來廿八日小田縣に而家祿奉還金御渡しに付受取證書。」(文は略する。)
廿八日。晴。小田縣へ奉還金爲受取、未明より人力車に而行。「縣廳が此日に金を交付しなかつたことは、後の記に徴して知るべきである。

十二月の日録には抄すべき事が無い。此年棠軒は「明治甲戌集」と題した詠草一卷を遺してゐる。「父君の二十三回忌に。はたちあまり三とせ經ぬれど今も猶さながら見ゆる父の面影。」詠

艸は良子刀自の藏する所である。

此年磐の一家は東京にあつて寄留の所を變へた。良子刀自所藏の文書に、「明治七年八月十日第一大區十四小區小網町四丁目五番地借店に寄留替をなす」と云ふ文がある。

此年東京にある森根園が、「蘭軒遺稿」一卷を刊行した。時に根園は年六十八であつた。富士川氏は三種の本を藏してゐる。第一は漢文に國文を交へた草稿二巻で、蘭軒が末に下の語を書してゐる。「右之通に先々かたづけ候へども、如何可有御坐や、御削正奉願上候。醫籍考には御説も御坐候事にあや。委細御教示奉願上候。信恬拜。菴庭先生。」第二は舊稿中の國文を漢譯したもので、是も亦二巻を成してゐる。第三は根園校刻の本一卷である。卷首に下の文がある。「伊澤信恬。字澹甫。號蘭軒又蓼齋。通稱曰辭安。其著書有數十種。遺稿爲其一。而二十年前刊行半成。適世事紛冗。西遷東移。舟車運漕。櫻槩多亡失。今所拾摛二十條。僅々存九腕之餘香爾。明治甲戌第十月。根園森立之。(印二。曰立之。曰壬申進士。)」全卷凡四十九頁である。「伊澤氏酌源堂圖書記」の印記がある。

此年棠軒四十一、妻柏四十、子德十六、三郎五つ、女長(津山碧山妻)二十一、良十九、(以上

福山)、磐二十六、弟信平(宗家養子)十四、姉國(狩谷矩之妻)三十一、妹安二十三、柏軒の繼室春五十であつた。

その三百六十四

明治八年は蘭軒歿後第四十六年である。棠軒は舊に依つて歳を吉津村の家に迎へた。「家家臘盡時。内感歳華移。安識郷人羨。全依祖考慈。」戲に「家内安全」の字を句首に用ゐて作つたものである。

一月二十四日に棠軒は家祿に換へた金を受けた。「二十四日。(一月。)晴。於小田縣公債證書買上代御渡相成に付、受取に出頭可致之處、差合に付爲名代尙差出、金百二十五圓、二分引に而金百圓受取候事。」(節録。)名代「尙」は上にも見えた飯田安石の子である。

二月十五日に棠軒の子季男すゑおが生れた。「十五日。(二月。)陰。午後雨。夜九字安産、男子出生。」廿一日。晴。出生七夜季男と名く。出産之届出す。

三月二十九日に枳園の許より。「いろは字原考」二冊が來た。「廿九日。(三月。)陰。東京より

いろは字原考二冊到來。」いろは字原考は枳園の著す所で、其刊行の事は下に引く書牘に見えてゐる。此書は世間に多く存せぬらしく、わたくしは未だ寓目しない。又國書解題を檢したが見えなかつた。

五月八日に棠軒は「姫路鳥取行」の途に上つた。是は姫路に妹婿土方伴六正旗を訪ひ、鳥取に顯忠寺中の兄田中佛庵が墓を展したのださうである。

「八日。(五月。)晴。今夜姫路鳥取行乗船。但安石同伴。夜四つ時前四つ樋より竹忠船へ乗込。直出帆。」

「九日。晴。晝九つ時頃讚州多度津湊へ著船。金刀比羅宮參拜。夜五つ時頃人車に而歸船。」

「十日。晴。多度津碇泊。」

「十一日。晴。曉出帆。暫時與嶋へ碇休。夕出崎碇泊。」

「十二日。晴。夜大風。曉出帆。小豆嶋へ碇泊。」

「十三日。風雨。同所碇泊。」

「十四日。晴。天明出帆。午刻頃播州伊津湊へ著船。同所より姫路迄四里半。此より上陸。三

所川あり。何も昨雨に而出水。暮時姫路城内桐の馬場土方に著。土方伴六は酒井忠邦の倉奉行であつた。贈遺を記する文中に「お柳」、「お作」の名があり、又「お作婿山本又市、今名もちよし」と云つてある。棠軒の妹にして伴六の妻なる烈に柳、作、久の三女があつた。柳は坂本氏に適き、作は山本氏に適き、久は長野氏に適いた。

「十五日。晴。逗留。」

「十六日。晴。午刻より土方出立、手尾迄伴六龜兒送來。夫より分袂。飾西、齋崎、千本、三日月也。齋崎より人車に而暮過三日月驛石川吉兵衛へ著。龜兒とは誰か。伴六の女久が長野氏に嫁して生んだ四子は、義雄、龜次郎、悦三郎、信吉である。龜次郎さんは今參謀本部陸地測量部技師である。龜兒は此人であらう。

「十七日。晴。朝飯より出立。人車に而平福迄、當驛より小原迄、夫より坂根迄人車行。此日駒歸迄大難坂也。夫より知津驛迄下り坂。當驛榊屋善十郎へ著。」

「十八日。晴。朝飯より出立。用が瀬迄小坂五六あり。當驛より人車に而布袋村迄、夫より步行、午後一時頃味野村へ著。」

「十九日。雨。信慶實家森本善次郎へ被招行飲。」信慶は田中梯庵の養子である。此より日日招宴遊宴等がある。

「廿七日。晴。朝微雨。夕陰。とめ女召連、天明味野出立。上之茶屋迄同人駕行。當所迄信慶(中略)送來。夫より人車三乗、用が瀬より駕一挺、知津に而午支度。夫より步行。野原驛松見屋某へ著。甚塵」とめ女は田中梯庵の第七女で今の木下大尉通敏さんの母である。

「廿八日。夜來雨。午後九時頃出立。風雨。關本驛とめ乘輿。水嶋善四郎止宿。」

「廿九日。雨。午前より漸晴。早晝支度に而出立。とめ駕行。榎村より步行。夕七時津山京町大笹屋に著。大家也。」

「三十日。晴。朝飯より人車三乗に而出立。龜の甲より步行。又弓削より人車。福渡より駕一挺。夕七時前問の宿久保に而藤原澤次郎へ著。」

「三十一日。晴。朝飯より駕一挺爲昇出立。高田より步行。足守より中原迄人車。又岡田より人車に而夕八半時頃矢掛驛小西屋善三郎へ著。」

「六月一日。晴。午前十時頃出立。駕一挺高屋迄。同所より人車三乗。暮時歸宅。」

その三百六十五

棠軒は明治乙亥六月一日に鳥取から吉津村の家に歸つた。

日録は此より十一月九日に至つて絶えてゐる。其間記すべきものは棠軒の子三郎の死があるのみである。「四日。(十月)晴。昨夜より三兒不快不出來に付、安石同道水呑邊釣行約之處止。午後三時遂に死去。即夜十時出葬。」「九日。晴。純法童子初七日速夜之處、舉家痢疾に付招客略す。」「純法童子は三郎の法諡である。庚午八月二十五日の生であつたから、六歳にして歿したのである。文中「舉家痢疾」の四字は注目に値する。按ずるに當時痢疾が備後地方は行はれて、棠軒の家族は皆これに感染し、三郎が獨り先づ瘡れたのではなからうか。

棠軒が日録の筆を絶つた次の日、乙亥十一月十日に東京にある森根園が書を棠軒に與へた。下に之を節録する。

「昨年來蘭軒醫談遺板に付て補刊仕、前の板下書候梶原平兵衛も既に歿後、不得已拙筆にて補板仕候。(中略。)外に以呂波字源考一冊。詩史掣一冊、共に上木仕候。(中略。)市野光彦の家、跡

方もなく斷絶の様子。町人の學者はわづか三右衛門といへる川柳點も、菰齋翁は誰も知れど、迷庵は誰も知らず、因て之を刻し世に公にせば、少年、拙齋と同じく升堂したる報恩の一端にも可相成乎と、拙筆を以て刊行仕候。(中略。)卷首の四大字は東久世通禧公、次は養素軒柳原大納言前光公、愛古堂磐溪、秋月公、大給龜崖公(即松平縫殿頭の事也)、跋は片桐玄理と申せし家塾に居りし御存之者、今文部の督學寮に出仕いたし居申候。僕も壬申以來文部へ出仕、間もなく被免、醫學校へ出、編書課に在、亦免官、朝野新聞に入、成嶋柳北と相交、夫より工學寮の本朝學課長となり、十月來又々被免、此節は閑無事、書肆の頼に付、眞片假名の雜書編成仕居候。(中略。)狩谷此節上野廣小路へ御引越、是亦平安也。(中略。)喜多村安正類中を發す。關藤藤陰も亦發す、鹽田良三益盛なる勢、この驥尾に附て矢嶋玄碩、井口榮春の類も官員様大出來也。阿部正學公も御出府之處、其節正桓公に隨從して、日光へ參詣いたし候故、遂に不得相見、残念至極に奉存候。(中略。)出府にても何も別段之事も無之、先舊習は追々脱し候様には候へども、とかく日本と唐好きにて、中中一寸も引けは取不申候。(下略。)

根園は既に蘭軒醫談を校刻して、又自著以呂波字源考、市野迷庵撰詩史掣を校刻した。蘭軒

醫談の筆工は梶原平兵衛で、其補筆は枳園の手に成つた。以呂波字源考がわたくしの未見の書なることは上に云つた如くである。詩史掣も亦未だ讀まぬが、澀江氏は曾つてこれを藏してゐたと云ふ。其序跋の事は本文に詳である。

「市野光彦の家 跡方もなく断絶の様子。」迷庵光彦の子は光壽で天保十一年に歿し、光壽の子光徳は父に先つて天保三年に歿し、光徳の子源三郎、後の稱寅吉は當時龜嶋町に住してゐた。所謂断絶は書香の絶えた事を謂ふものと見るべきである。

此書牘には猶注すべき事がある。

その三百六十六

明治乙亥十一月十日に森枳園が棠軒に與へた書は、既に注する所を除いて、猶枳園の壬申以後の内外生活を後に傳ふるものとして尊重しなくてはならない。内生活は末の「日本と唐好き」の一節に由つて^{そんせき}忖度せられる。外生活は早く壽藏碑に「五月至東京、是月廿七日補文部省十等出仕、爾後或入醫學校爲編書、或入工學寮爲講辯」の句があるが、これを此書の「壬申以來文

部へ出仕」云云の一節に較ぶれば、廣略日を同じうして語るべからざるものがある。わたくし共は此書を見て、枳園が己卯に大藏省に仕ふるに先つて、文部省出仕、醫學校編修、朝野新聞記者、工學寮課長を順次に經歷したことを知つた。是は未だ嘗て公にせられなかつた新事實である。

次に此書中より見出されたのは、狩谷掖齋の養孫矩之が本所横川より上野廣小路に徙つた時期である。わたくしは上に此移居が明治五六年の交であつたと云ふ一説を擧げた。枳園の「此節」は三年前若くは二年前を謂つたものではなささうである。矩之は或は乙亥に入つてより後に徙つたのではなからうか。曾能子刀自は此廣小路の家を記憶してゐる。大抵今上野博品館のある邊の裏通にあつて、土藏造の三階であつたと云ふ。

わたくしは此に一の疑問を提起する。それは狩谷從之の事である。掖齋望之の後は其子懷之、懷之の養子矩之、矩之の子三市で、三市さんは現に小石川區宮下町に住んでゐる。然るに安政中より維新に至るまでの間に、狩谷從之と云ふものがあつて、文雅人名録の類に載せられてゐる。從之は字を善卿と云ひ、通稱を三衛門と云ひ、融融又周二と號した。家は神田明神前に

あつた。人名録の肩には「畫」と記してある。その名に「之」字を用ゐる、字に「卿」字を用ゐる、「三右衛門」とさへ稱するを見れば、人をして望之の族たることを想はしめる。望之の家は三右衛門望之、三平懐之、三右衛門矩之、三市である。從之の氏名字號通稱は相似たることも亦甚だしいではないか。

試に其時代の同異を推すに、三右衛門從之は三平懐之が歿し、三右衛門矩之が嗣いだ頃から世に聞え始めた。しかし矩之は當時十四五歳の少年であつたから、從之は必ずこれより長じてゐたであらう。又矩之は本所の津輕邸内に蟄してゐたのに、從之は昔望之の住んだ湯嶋を距ること遠からぬ神田明神前に門戸を張つて畫師をしてゐたのである。語を換へて言へば、安政以後には二人の狩谷三右衛門が並存してゐて、その葎齋の嫡孫に係るものは隠れて世に知られず、却て彼三右衛門從之が名を藝苑に列してゐた。

わたくしは曩に從之の名を舉げて三市さんに問うた。しかし三市さんは夢にだに知らなかつたと云ふ。父と同世同氏同稱の人があつたことは、三市さんの家に於ては曾て話題にだに上らなかつたと見える。

世上に若し從之の何者なるを知つた人があるならば、どうぞ事の真相を發表してわたくしの疑を釋いてもらひたい。

その三百六十七

森根園乙亥十一月十日の書には、猶關藤藤陰が喜多村安正と同時に類中風を發した事が言つてある。又鹽田良三、矢嶋玄碩の仕官を評した一句がある。良三、後の眞と云ひ、澁江優善、當時の矢嶋と云ひ、竝に皆根園の平素甚だ敬重せざる所であつた。それゆゑに根園は劇を評する語を藉り來つて、「官員様大出來也」と云つたのである。

書中には又阿部正學の東京に來た事がある。正學、通稱は直之丞、これと日々往來した棠軒は、其日記に「直吉」と書してゐる。是は維新後の稱である。素福山侯の分家で、正學は前に棠軒を率て駿府加番に赴いた隼人正純の繼嗣である。根園は此人の入京した時、偶阿部宗家の正桓に扈隨して日光に往つてゐたので、相見るに及ばなかつた。以上は根園尺牘の註脚である。

上に云つた如く、根園の此書を裁した十一日は、棠軒の筆を日録に絶つた十日の翌日である。

棠軒は何故に筆を絶つたか。
按ずるに棠軒は病のために日録を罷めたのである。此事實は下に引く清川玄道の書牘に見えてゐる。十一月四日には幼児三郎が死んだ。九日には日記に「舉家痢疾」の語がある。そして棠軒は實に此月十六日を以て歿してゐる。日録を罷めた後僅に六日である。
わたくしは此に於て想像する。三郎は痢を病んで死んだ。次で全家が痢を病んだ。棠軒も亦これに感染して死んだ。わたくしは此の如くに想像する。
棠軒は乙亥の歳十一月十六日に四十二歳にして歿した。「病死御届、第二大區深津郡小二十一區吉津村三百二十七番地、士族、伊澤棠軒。右之者十一月十七日病死仕候。此段御届奉申上候、以上。明治八年十一月。右長男、伊澤徳。小田縣參事益田包義殿。」喪は次日に發せられたのである。

尋て棠軒未亡人柏は徳の家督相續を縣廳に稟請した。「家督相續御願。第二大區深津郡小二十一區吉津村三百二十七番地、士族、伊澤棠軒亡長男、伊澤徳。右者先般御届仕居候通、棠軒病死仕候に付、跡相續之儀者書面之者に被仰付被成下度、此段奉願候、以上。明治八年十一月、伊澤

徳母、かよ、小田縣參事益田包義殿、」徳は時に十七歳であつた、

棠軒生前に根園の寄せた書は、果して棠軒の閲讀を経たかどうか不詳である。棠軒歿後に清川玄道の徳に與へた書は、猶徳さんの藏儲中にある。「尊大君事十一月十日夜半より御發病（中略）、同月十七日遂に御遠行之趣（中略）、御愁傷之程奉恐察候。三郎君にも十月四日痢症にて御遠行之由、重々の御愁傷紙上御悔難盡儀に被存候。母堂君久々御不快之趣（中略）、折角御保攝奉禱候。（中略）手前方にても、八月十七日長女と云病死（中略）、虚勞症にて遂に下泉殆當惑罷在候。（中略）御從弟、横濱往居之おとし殿及舊門下之仁にも（中略）御爲知申上候事に御座候。（中略）養母始宮崎姉共も宜敷申上候様申出候。（下略）十二月五日認。清川玄道。伊澤徳様。」伊澤清川兩家の親族の名は今一一注せない。

此年徳十七。母柏四十一、姉長（津山碧山妻）二十二、良二十、弟季男一つ、（以上福山）、磐二十七、母春五十一、弟信平（宗家養嗣子）十五、姉國（狩谷矩之妻）三十二、妹安二十四であつた。

わたくしは蘭軒歿後の事を叙して養孫棠軒の歿した明治乙亥の年に至つた。所謂伊澤分家は今の主人徳さんの世となつたのである。以下今に迫るまでの家族の婚嫁生歿を列記して以て此稿を畢らうとおもふ。

明治九年三月七日、徳の幼弟季男が生れて二歳にして夭した。法諡は「芳林善童子」

十一年徳が東京に入つた。時に年二十。

十二年徳が母柏を東京に迎へた。

十三年四月四日徳の姉良が所謂又分家の磐に嫁した。磐三十二、良二十五の時である。

十四年九月三十日磐の長子信一のぶかずが生れた。

十七年十二月二十日磐の長女會能のぶねが生れた。磐が陸軍士官學校御用掛となつて佛語を士官學生に授くることとなつたのは此年である。時に磐年三十六。わたくし前に磐が電信術を修めたことを記した。しかし終にこれを業とするには至らなかつたらしい。既にして磐は力を佛語を學習することに専にした。上に引いた根園乙亥の書中、「御分家磐様にも日日の様に御出、洋學勉強之事感心仕候。近々何れへ歟任官相成可申なれど、何分數齟齬いたし、未だ閒暇に御坐候」

の一節は、磐が干祿の端緒を窺ふに足るものである。

二十年徳が羽野氏かねを娶つた。磐の第二子善芳が十月二十八日に生れて三十日に夭した。

二十一年磐が下總國佐倉に徙つた。東京今川小路の家より佐倉新町芝本久兵衛方に移つたのである。是は佐倉にある陸軍將校に佛語を授けむがためであつた。時に年四十。

二十二年徳の長女たかよが生れた。磐の第二女かつが十月に生れて十二月十三日に夭した。

二十三年八月磐が佐倉の寓を撤して赤羽に舍つた。當時狩谷矩之が赤羽にゐて東道主人をなしたのである。在櫻日記。在羽日記が良子刀自の許にある。「櫻」はさくら、「羽」はあかばねである。時に磐四十二、矩之四十八。國四十七。信平はポストンに遊學してゐた。年三十。

二十八年徳の長子精が三月二十二日に生れ、二十六日に夭した。

三十年徳の第二女ちよが九月三十日に巢鴨の監獄役宅に生れた。徳は監獄の吏となつてゐたのである。磐の三女ふみが一月二十九日に、第二子信治のぶはるが十月三十日に生れた。

三十三年二月四日磐の第三子女隆が生れて夭した。尋て五月十一日長子信一が二十歳にして世を早うした。「灯に獨り書を讀む寒さ哉。空阿。空阿は磐である。」

三十五年二月二十二日徳の第二子信匡のぶむねが生まれた。磐の母春が十一月二十四日に七十八歳にして歿した。折もよし母のみとりを冬籠。磐五十四歳。此年六月十九日宗家を繼いだ信平が宮内省侍醫局御用掛を拜した。

三十八年十一月二十四日磐が五十七歳にして歿した。

四十年二月二十五日徳の第三子信道のぶみちが生まれた。

四十一年八月三十日徳の妻かねが四十一歳にして牛込區富久町の家に歿した。

四十三年八月二十三日徳の第三子信道が四歳にして夭した。

大正四年七月十三日信治の叔母、狩谷矩之の未亡人國が七十二歳にして歿した。是より先三十三年一月五日に矩之は歿したのである。

五年信治の叔母安が六十五歳にして歿した。安は下野國の茶商須藤辨吉の妻であつた。

此間明治十年に池田氏で京水の三男生田玄俊、小字桓三郎が攝津國伊丹に歿し、十三年に小嶋氏で春澳瞻淇が歿し、十四年に池田氏で初代全安が歿し、十八年に森氏で根園が歿し、又石川氏で貞白が歿し、三十一年に小嶋氏で春沂未亡人が歿し、三十三年に狩谷氏で既記の如く矩之

が歿した。

今茲大正六年に東大久保にある伊澤分家では徳五十九、母柏改曾能八十三、姉長（在福山津山碧山未亡人）六十四、子信匡十六、女たかよ二十九、ちよ二十一、赤坂區冰川町清水氏寓伊澤又分家では信治二十一、母良六十二、姉その（清水夏雲妻）三十四、ふみ二十一、麻布區鳥居坂町の宗家を繼いだ叔父信平五十七である。以上が蘭軒末葉の現存者である。

その三百六十九

わたくしは伊澤蘭軒の事蹟を叙して其子孫に及び、最後に今茲丁巳に現存せる後裔を數へたわたくしは前に蘭軒を叙し畢つた時、これに論贊を附せなかつた如くに、今敘述全く終つた後も、復總評のために辭を費さぬであらう。是はわたくしの自ら擇んだ所の傳記の體例が、然ることを期せずして自ら然らしむるのである。

わたくしは筆を行ふに當つて事實を傳ふることを專にし、努めて敘事の想像に涉ることを避けた。客觀の上に立脚することを欲して、復主觀を縦ままにすることを欲せなかつた。その或

は體例に背きたるが如き迹あるものは、事實に缺陷あるが故に想像を藉りて補填し、客觀の及ばざる所あるが故に主觀を情つて充足したに過ぎない。若し今事の傳ふべきを傳へ畢つて、言讚評に互ることを敢てしたならば、是は想像の馳騁、主觀の放肆を免れざる事となるであらう。わたくしは斷乎としてこれを斥ける。

蘭軒は何者であつたか。榛軒柏軒將何者であつたか。是は各人がわたくしの傳ふる所の事實の上に、随意に建設することを得べき空中の樓閣である。善惡智愚醇醜功過、あらゆる美刺褒貶は人の見る所に従つて自由に下すことを得る判斷である。

わたくしは果して能く此の如き餘地遊隙を保留して筆を行ふことを得たか。若し然りと云はば、わたくしは成功したのである。若し然らずして、わたくしが知らず識らずの間に、人に強ふるに自家の私見を以てし、束縛し、阻礙し、誘引し、懐柔したならば、わたくしは失敗したのである。

史筆の選擇取舍せざることは能はざるは勿論である。選擇取舍は批評に須つことがある。しかし此不可避の批評は事實の批評である。價値の判斷では無い。二者を限制することは、果し

て操觚者の能く爲す所であらうか、將爲す能はざる所であらうか。わたくしはその爲し得べきものなることを信ずる。

わたくしは上に體例と云つた。しかし是は僭越の語である。體例を創するは凡庸人の力の及ぶ所では無い。わたくしが體例と云つたのは、自家の出發點を明にせむがために、姑く妄に命名した所に過ぎない。わたくしは古今幾多の傳記を讀んで慊らざるものがあつた故に、竊に發起する所があつて、自ら揣らずしてこれに著手した。是はわたくしの試験である。

わたくしは此試験を行ふに當つて、前に澀江抽齋より始め、今又次ぐに伊澤蘭軒を以てした抽齋はわたくしの偶邂逅した人物である。此人物は學界の等閑視する所でありながら、わたくしに感動を與ふることが頗る大であつた。蘭軒は抽齋の師である。抽齋よりして蘭軒に及んだのは、流に溯つて源を討ねたのである。わたくしは學界の等閑視する所の人物を以て、幾多價値の判斷に侵蝕せられざる好き對象となした。わたくしは自家の感動を受くること大なる人物を以て、著作上の耐忍を培ふに宜しき好き資料となした。

以上はわたくしが此の如き著作を敢てした理由の一面である。

その三百七十

わたくしは澗江抽齋、伊澤蘭軒の二人を傳して、極力客觀上に立脚せむことを欲した。是がわたくしの敢て試みた敘法の一面である。

わたくしの敘法には猶一の稍人に殊なるものがあるとおもふ。是は何の誇尙すべき事ではない。否、全く無用の勞であつたかも知れない。しかしわたくしは抽齋を傳ふるに當つて始て此に著力し、蘭軒を傳ふるに至つてわたくしの筆は此方面に向つて前に倍する發展を遂げた。

一人の事蹟を敘して其死に至つて足れりとせず、其人の裔孫のいかになりゆくかを追蹤して現今に及ぶことが即ち是である。

前人の傳記若くは墓誌は子を説き孫を説くを例としてゐる。しかしそれは名字存没等を附記するに過ぎない。わたくしはこれに反して前代の父祖の事蹟に、早く既に其子孫の事蹟の織り交ぜられてゐるのを見、其絲を斷つことをなさずして、組織の全體を保存せむと欲し、敘事を繼續して同世の状態に及ぶのである。

わたくしは此敘法が人に殊なつてゐると云つた。しかし此敘法と近似したるものは絶無ては無い。昔魏收は魏書を修むるに當つて、多く列傳中人物の末裔を載せ、後に趙翼の難する所となつた。しかし收は曲筆して同世の故舊に私したのである。一種陋劣なる目的を有してゐたのである。わたくしの無利害の述作とは違ふ。近ごろ今關天彭さんの先儒墓田録は物徂徠の裔を探り市野迷庵の胤を討ねて、窮め得らるべき限を窮めてゐる。惟今關氏の文は短く、わたくしの文は長きを異なりとする。是は文の體例の然らしむる所である。彼は地誌に類する文を以て墳墓を記し、此は人の生涯を敘する傳記をなしてゐるからである。

そして此にわたくしの自ら省みて認めざることを得ざる失錯が胚胎してゐる。即ち異例の長文が人を倦ましめたことである。

わたくしの傳記が客觀に立脚したと、系族を沿討したとの二方面は、必ずしも其成功不成功を問はず、又必ずしも其有用無用を問はない。わたくしが文の長きがために人の厭惡を招いたことは、争ふべからざる事實である。そして此事實はわたくしをして自家の失錯を承認せしむるに餘あるものである。

人はわたくしの文の長きに倦んだ。しかし是は人の蘭軒傳を厭悪した唯一の理由では無い。蘭軒傳は初未だ篇を累ねざるに當つて、早く既に人の嘲罵に遭つて、無名の書牘はわたくしを詰責して已まなかつたのである。

書牘はわたくしの常識なきを責めた。その常識なしとするには二因がある。無用の文を作るとなすものが其一、新聞紙に載すべからざるものを載すとすものが其二である。此二つのものは實は程度の差があるに過ぎない。新聞紙のために無用なりとすると、絶対に無用なりとするの差である。

わたくしは今自家の文の有用無用を論ずることを忌避する。わたくしは敢て嘲を解かうとはしない。しかし此書牘を作つた人人の心理状態はわたくしの一顧の値ありとなす所のものである。

その三百七十一

大抵新聞紙を読むには、読んで首より尾に至るものでは無い。一二面を読んで三面を読まぬ

人がある。三面を読んで一二面を読まぬ人がある。新作小説を読むものは講談を読まない。講談を読むものは新作小説を読まない。讀まざる所のものは其人の無用とする所である。しかし其人は已に無用なるものが或は人に有用なるものたるべきを容認することを吝まない。此故に縦令おしろいの廣告が全紙面を填むとも、粉白を傳くるに意なきものがこれを咎めようとはせぬのである。

事情此の如くなれば、人の蘭軒傳を無用とするは果して嘗に自己のこれを無用とするのみではなく、これを有用とするもの或は世上に有るべきをだに想像することが出来ぬが故であらうか。

彼蘭軒傳を無用とするものの書牘を見るに、問題は全く別所に存するやうである。書牘は皆詬訾毒罵の語をなしてゐる。是は此篇を藐視する消極の言てはなくて、此篇を嫉視する積極の言である。

此嫉悪は果して何れの處より來るか。わたくしは其情を推することの甚難からざるべきを思ふ。凡そ更新を欲するものは因襲を惡む。因襲を惡むこと甚しければ、歴史を觀ることを厭ふ

こととなる。此の如き人は更新を以て歴史を顧慮して行ふべきものとはなさない。今の新聞紙には殆ど記事の歴史に渉るものが無い。その偶これあるは多く售れざる新聞紙である。蘭軒傳の世に容れられぬは、獨り文が長くして人を倦ましめた故ではなく、實はその往事を語るが故である。歴史なるが故である。人は或は此篇の考證を事としたのを、人に厭はれた所謂だと謂つてゐる。しかし若し考證の煩を厭ふならば、其人はこれを藐視して已むべきで、これを嫉視するに至るべきでは無い。

以上の推窮は略反對者の心理状態を悉したるものであらうとおもふ。わたくしは猶進んで反對者が蘭軒傳を讀まぬ人で無くて、これを讀む人であつたことを推する。讀まぬものは怒る筈がない。怒は彼虚舟にも比すべき空白の能く激し成す所ではないからである。

わたくしの澀江抽齋、伊澤蘭軒等を傳したのが、常識なきの致す所だと云ふことは、必ずや彼書牘の言の如くてあらう。そしてわたくしは常識なきがために、初より讀者の心理状態を聞却したのであらう。しかしわたくしは學殖なきを憂ふる。常識なきを憂へない。天下は常識に富める人の多きに堪へない。

わたくしは筆を擱くに臨んで、先づ此等の篇を載せて年を累ね、謗書旁午の間にわたくしをして稿を畢ふることを得しめた新聞社に感謝する。次にわたくしは彼笥を傾けて文書を借し、束を裁して事實を報じ、編述を助成した諸友と、此等の稿を讀んで著者の癡頑を責めなかつた小數の未見の友とに感謝する。

最後にわたくしは澀江伊澤等諸名家の現存せる末裔の健康を祝する。

大正十二年八月廿五日印刷
大正十二年八月廿八日發行



往復葉書にて申込
まれなば直ちに
目錄を進呈すべし

發行所

東京市日本橋
通四丁目

春陽堂

新井東京一六一七番 電話本局五十一番

著作者

森林太郎

發行者

東京市日本橋區通四丁目五番地
和田利彦

印刷者

東京市麻布區本村町十八番地
中野鐵太郎

印刷所

東京市芝區愛宕町三丁目二番地
東洋印刷株式會社

2529

森林太郎創作集

卷一 伊澤蘭軒傳

定價金四圓
送料十二錢

卷二 澀江抽齋傳

近刊

卷三 北條霞亭傳

近刊

終